

2017年6月6日

一般社団法人日本ヒーブ協議会 川口徳子

「加工食品の原料原産地表示制度」に関する 食品表示基準改正（案）への意見・要望

生活者と企業のパイプ役として消費者にとって解りやすい表示を推進している立場から、意見・要望を上げさせていただきます。ご検討くださいますようお願い致します。

1. 「可能性表示」の呼称について

「可能性表示」の呼称は、切替え産地の列挙を「又は」でつなぐ表示であることを明確にするため、「又は表示」という呼称も使用する、との記載がある。「可能性」という言葉は消費者に誤解を招く恐れがあり、日常の消費者とのコミュニケーションでもあまり使用しないこともあり、見直すことに賛同する。

今後、事業者から消費者への説明で使用する呼称も含めて、一般に定着させて行くにあたり、解説が必要とならない呼称にすべきと考える。検討するにあたり、例えば「切替え使用表示」「実績・計画表示」「使用実績・計画表示」など他の案は出なかったのか。

2. 経過措置期間について

「経過措置期間としては、食品表示基準の経過措置期間と同様、平成32年3月末」に対して、パブリックコメントでも拡充への意見が多数上がっている。

現在、旧表示から新表示に徐々に切り替えをしている段階であり、新たな表示事項の追加をすることにより混乱がきたす恐れがある。

第39回食品表示部会において、農林水産省による包材メーカーのヒアリング調査では、2年～3年半で切り替えが可能との説明があった。会員企業での改版頻度の調査【理由①】でも、(食品表示法改正への改版を2016年度に実施した企業等は高い割合となっているが)通常は1年間に全体の約3割の改版で対応している。同ペースであれば3年半がかかると思われる。

現状の製造能力で経営している包材メーカーが、全てのコンシューマ商品の包材を平成32年3月末までに切り替えることは、物理的に困難ではないかと推測する。包材を作成するには、製版、印刷、ラミネート、加工など様々な工程があり、包材メーカーのみならず、製版業者、加工業者にも負荷をかけることになる。

また、原料原産地の調査・改版にかかる期間も十分に確保する必要があるが、会員企業の調査では5～8か月かかるとの報告がある【理由②】。さらに、適正に運用するための「原料原産地制度のシステム化」に要する期間は、食品メーカーでのシェアが高いシステムを運用している会員企業での調査では、システム化・入力・運用まで約3年要すとの報告があった。【理由③】

以上の理由により、平成29年8月に施行されたとしても、2年半で普及・啓発、データ収集、包材作成、切り替えまで行うのは困難と思われる。切り替えを急ぐことによるトラブルを回避するためにも、経過措置期間を4年半の平成34年3月末まで伸ばすことを検討いただきたい。

【理由①】包材メーカーの対応状況から物理的に困難

<参考>

・会員企業で調査：1年間(2016年度)に改版した商品数の割合(コンシューマ商品のみ)

	コンシューマ商品数	2016年度改版実施数	改版した割合		コンシューマ商品数	2016年度改版実施数	改版した割合
A	約 900 品	約 260 品	約 29%	H	約 200 品	約 10 品	約 5%
B	約 70 品	約 2 品	約 3%	I	約 600 品	約 450 品	*約 75%
C	約 70 品	約 5 品	約 7%	J	約 2,700 品	約 700 品	約 26%
D	約 350 品	約 25 品	約 7%	K	約 600 品	約 400 品	約 67%
E	約 600 品	約 40 品	約 7%	L	約 200 品	約 50 品	約 25%
F	約 220 品	約 30 品	約 14%	M	約 150 品	約 50 品	約 33%
G	約 100 品	約 40 品	約 40%	推定	6760	2062	約 31%

*新法への移行対応

【理由②】原料原産地の調査・改版する期間を十分に確保する必要がある

<参考>

- 1) 会員企業の工場(約 100 品のコンシューマ商品製造)での
過去 1 年間の原料原産地を調査するための時間：約 200 時間(1~2 か月)
 - ・原料の投入情報の収集：約 60 時間/1 年分
(原料出庫表・指示書と、受入・保管チェックシートを日別に収集)
 - ・原料記録と製品の紐付け：約 144 時間/1 年分
(例えば、A 国と B 国を出庫して、どの製品のどのロットにどの原産国の原料を使用したか調査)
- 2) 会員企業で調査した、フィルム・表示の版下変更に要する時間
：約 18~23 週間(4~6 ヶ月)
 - ・企画と試作(8 週間)
 - ・版下の作成(2 週間)
 - ・工場でのシステム登録(2 週間)
 - ・本社でのシステム承認(2 週間)
 - ・校了から納品まで(3 週間) ※缶詰の場合は 6~8 週間
 - ・在庫調整・製造計画(1 週間)

【理由③】適正に運用するための「原料原産地制度のシステム化」に要する期間を考慮

<参考>

- ・食品メーカーでのシェアが高いシステムを運用している会員企業での調査では、システム化・入力・運用まで約 3 年要す。
 - ・システム改修(原料登録リスト等の項目を加えるなど)に要する期間：3~8 ヶ月
 - ・義務化に伴う原材料情報の登録する期間：約 2 年(過去の実施実績より)
(原材料約 24,000 点の各サプライヤーより詳細データを入手し精査・登録する期間)

3. 「過去の産地別使用実績の期間の取り方」について

パブリックコメントの意見を踏まえて、過去実績の3年のうち、3年前の1年間も使用できるようにするとの記載がある。過去実績の年度を記載した場合の改版が、2年に1度の対応で済むことになり合理的と思われる。

毎年、改版をするのは2.【理由①】で記載した通り、包材メーカーの対応状況から物理的に困難であり、回避すべきと考える。

3年前の過去実績のみを記載していても、その後も表示内容に変更がないことが原則になるので、消費者にとって正確な情報を伝えていることには変わりはない。それにも関わらず、「今は過去に使用していた原材料とは違うのではないか」と消費者が誤解をする可能性もある。過去実績の年度が3年以内の一定期間の範囲であっても、現在まで継続して表示通りの原材料を使用していることを意味する、という今回の表示ルールについて、消費者・事業者に対し啓発していただきたい。

4. 原料原産地表示の対象となる原材料が類似商品と同一の新商品への使用実績の転用

新商品の場合での、類似商品の「使用実績」の原料原産地を転用することについての意見が、パブリックコメントでも多数上がっている。

発売段階では使用実績はないが、類似の既存商品と同じ原材料を必ず使用する場合は、「本品製造段階での、同じ原材料を使用する商品の過去1年間の使用実績の順に基づき表示」等の注釈を入れて「使用実績」で表示しても良いことを検討して頂きたい。

(例)・同一商品の入数違いの新商品(既存品:300g、新商品:200g)

- ・同一・類似商品の別ブランドの新商品(PB含む)
- ・同一シリーズの味違いの新商品

(既存品「からあげ しょうゆ味」、新商品「からあげ 塩味」)

(既存品「ハンバーグ デミグラスソース」、新商品「ハンバーグ 和風味」)

- ・パンなど小麦粉が表示対象の商品で、同じサイロの小麦粉を使用している新商品

【理由】

- ・消費者にとって、「使用実績」の方が「使用計画」より信頼性が高いと思われる。
- ・事業者にとって、(製品ごとに別に管理せずに)共通で使用している原材料にまで、発売時期や商品によって「使用実績」「使用計画」の両方を管理するのは非効率。
- ・「使用計画」を記載した場合、再度の「使用計画」での改版を経て、「使用実績」に移行することになり、管理者側(事業者・行政)、消費者側の双方にとって複雑になる。

5. 今後一定期間における産地別使用計画(可能性表示および大括り表示関係)について

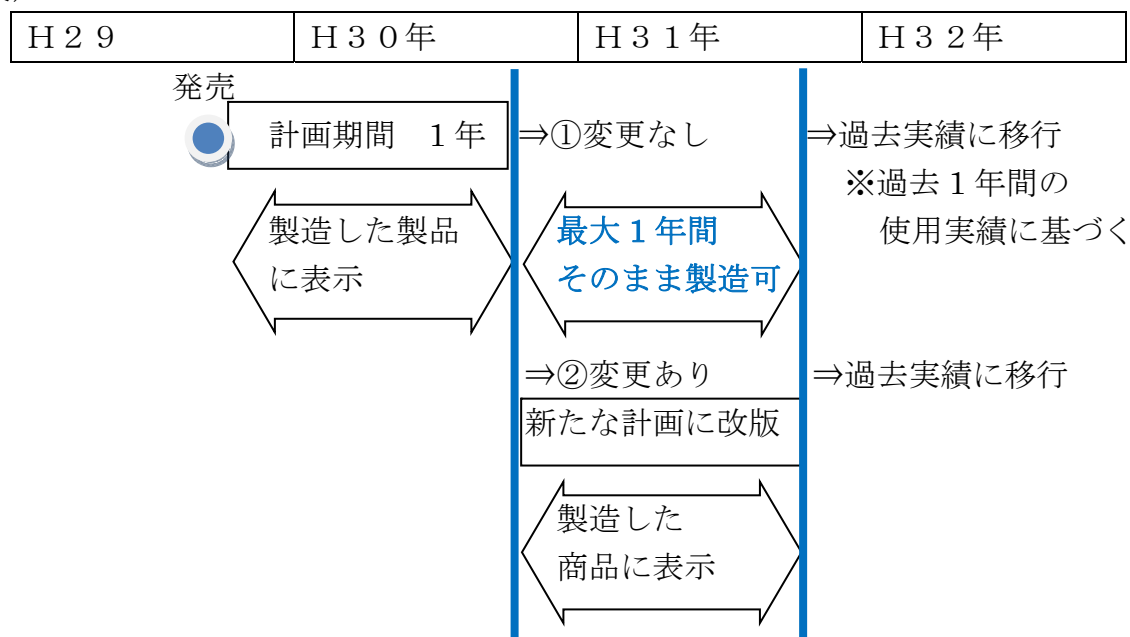
使用計画は「当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定」とある。

データ収集・改版には、2.【理由②】から見ても通常3~6か月の時間が必要となる(企画・試作のぞく)ため、新商品は製造開始から1年を迎える改版の準備の段階で、1年以上の使用実績がないことが想定される。

つまり、製造開始の1年以内に「使用計画」の起点の年度を更新しなくてはならないが、年度を変更するだけの改版は、消費者も企業も望むところではない。

一年以内の計画で運用するにしても、使用計画期間の翌年も使用予定の原産国が変わらない場合は、初年度の予定でもう一年延長して使用しても良いこととしてはどうか。

(案)



(記入例) ※○○の産地は、平成 29 年 6 月から 1 年間の使用計画の順に基づき表示。

翌年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示案内をします。

(又は) 使用計画期間後に産地の変更がない場合は、翌年も案内を継続します。
などの根拠記載をして、最大 1 年間に限り継続して使用することを検討いただきたい。

【理由】

- ・原料原産地に変更がないのに、年度を数字だけを 1 年毎に改版するのは、合理的・経済的に非効率。
- ・製造開始後 1 年の段階で仮に包材在庫が生じたとしても、1 年以内に余裕をもって計画的に切り替えることができる。
- ・新商品の場合に「使用計画」を 2 回繰り返し替えることなく、使用実績のデータが収集できた段階で 2 年目に「使用実績」に移行することができる。

6. 原料事情等で、予定が変更となった場合の対処方法

天候不順、事故、家畜疾病等の不可避な理由により予定していた原料が入手できなくなると、製造を中止せざるを得なくなる。「使用実績」や「使用計画」と違う産地の原材料を使用することは、消費者への正しい情報提供からも、コンプライアンス遵守の観点からも、行ってはいけないことは言うまでもない。しかしながら、安全・安心とは別の理由で、消費者が求めている商品を提供できなくなるのは、望ましくない。

パブリックコメントの意見への返答にも「衛生事項を除き、運用上取締りの対象としないこととする対応」との記載があるが、発生した場合での個別対応では混乱を招く恐れがあるので、Q&A への記載をお願いしたい。

原料調達や包材の作成・切り替えのための合理的な期間においては、ラベルシールの添付やホームページ等で正しい原材料と事情などを説明することで、表記とは違う原材料を使用しても構わないこととしてはどうか。

また、表示を訂正する場合は、誤り箇所には正しい表示のシール等を貼るべきではあるが、高速の包装ラインでも添付ができるように、貼り位置にはある程度の自由度をもたすなど、実行可能性を考慮することもご検討願いたい。

以上